

## 令和5年第1回伊達市農業委員会定例総会議事録

1. 招集通知年月日 令和5年1月5日
2. 開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 4階多目的会議室
3. 開催年月日 令和5年1月16日
4. 出席農業委員 18名
  - 1番 佐藤 易廣
  - 2番 柳沼 正治
  - 3番 八巻 長一
  - 4番 寺島 武
  - 5番 渡邊 政幸
  - 6番 菅野 照
  - 7番 鈴木 政浩
  - 8番 穴戸 洋一
  - 9番 阿部 忠幸
  - 10番 浦山 公一
  - 11番 ~~大槻 孝徳~~
  - 12番 吉田 浩重
  - 13番 大橋 吉成
  - 14番 千葉 利市
  - 15番 長沢 壽幸
  - 16番 佐藤 清光
  - 17番 渡邊 茂
  - 18番 土屋 洋一郎
  - 19番 清野 直人
5. 欠席農業委員 1名
6. 出席農地利用最適化推進委員 19名
  - 20番 佐藤 輝弥
  - 21番 佐々木 春男
  - 22番 大武 有子
  - 23番 後藤 喜美江
  - 24番 橘 典雄
  - 25番 ~~八島 市蔵~~
  - 26番 高橋 敏明
  - 27番 菊池 和彦
  - 28番 齋藤 信夫
  - 29番 佐藤 善一
  - 30番 渡邊 みき子
  - 31番 野田 源吉
  - 32番 ~~舟山 健一~~
  - 33番 引地 秀樹
  - 34番 ~~八城 智広~~
  - 35番 佐瀬 之人
  - 36番 ~~小賀坂 伸夫~~
  - 37番 秋葉 武
  - 38番 大和田俊一郎
  - 39番 三浦 秀勝
  - 40番 阿部 良夫
  - 41番 津田 茂
  - 42番 井上 林一
  - 43番 ~~八巻 博~~
7. 欠席農地利用最適化推進委員 5名
8. この会の事務従事者 事務局長 小賀坂義一、事務局長補佐 大戸浩一、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝、副主幹 齋藤俊則
9. 会議の提出事項
  - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
  - 議案第4号 現況確認証明願いについて
  - 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第6号 伊達農業振興地域整備計画の変更案について
  - 議案第7号 あっせん申出について
  - 報告第1号 専決処分の報告について
10. 議 事
  - 議 長 只今から、令和5年第1回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。  
(午後3時00分宣告)  
只今の出席委員は、農業委員18名、推進委員19名で定足数に達しており

ます。よって令和5年第1回伊達市農業委員会定例総会は成立しております。

議長 次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は伊達市農業委員会総会会議規則第29条の規定により議長が指名することになっておりますので、3番、八巻長一委員、4番、寺島武委員、以上2名を指名いたします。また、本日の定例総会会議書記には、農業委員会事務局の照内庶務係長と齋藤副主幹の2人を指名いたします。

続きまして、本定例総会の会期について、お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認めまして、本定例総会の会期は、本日1日と決定いたします。

議長 それでは、議案審議に入ります。

議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第1号朗読説明）

補足説明を農地係長からいたさせます。

農地係長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、補足説明を申し上げます。

1番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。

●●●●さんは、トラクター、乗用草刈り機、軽トラック、消毒用噴霧器などの農業機械を所有しており、家族で年間289日農業に従事し、許可後の耕作面積は、135aとなります。通作距離は自宅から車で9分ほどであります。

2番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転であります。●●さんは、トラック、高所作業車、スピードスプレーヤー、自走モアなどの農業機械を所有しており、夫婦で年間486日農業に従事し、許可後の耕作面積145aとなります。通作距離は、自宅から徒歩1分です。

3番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転であります。●●さんは、トラクター、軽トラック、耕運機、草刈機、噴霧器など農業機械を所有しており、家族で年間800日農業に従事し、許可後の耕作面積は181aとなります。通作距離は、自宅から車で5分ほどであります。

4番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、贈与による所有権の移転であります。●●さんは、マメトラ、草刈機など農業機械を所有しており、親子で年間300日農業に従事し、許可後のこの世帯の耕作面積は40aです。通作距離は、自宅から徒歩6分以内です。

以上、4件とも、受け手としての要件であります、農業機械の所有状況、旧伊達町、月舘、壺山、白根、山舟生の30aそれ以外の40aという下限面積、年間150日以上家族での農業従事日数、片道2時間以内の通作距離を満た

していることから、申請書を受理しましたので、委員の皆様のご審議よろしく  
お願いします。

議長 只今の説明に関連いたしまして、地元の代表委員から、現地調査の結果並び  
に補足説明をお願いいたします。

議案第1号の1番の案件について、34番、八城智広調査員の調査結果を、  
事務局より代読をお願いいたします。

農地係長 議案第1号1番の案件について、34番委員の調査結果を代読いたします。  
1月11日に現地を確認いたしました。場所は大正橋と昭和大橋の間であり、  
サクランボが栽培されておりました。譲渡人の●●●●さんとは1月11日に、  
譲受人の●●●●さんとは1月12日に、いずれも電話でお話を伺いました。  
●●さんと●●さんは兄弟であり、申請地は亡くなった父親から相続した土地  
でした。申請地は管理不便な土地でありましたので、●●さんが兄の●●さん  
に相談したところ、●●さんが引き受けることで売買が成立したようです。●  
●さんは引き続きサクランボを栽培していくとのことで、何ら問題ないと思わ  
れますが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の2番の案件について、8番、穴戸洋一調査員、お願いいたしま  
す。

8番委員 議案第1号の2番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。1月  
12日に、現地で譲渡人の●●さんと譲受人の●●さんの双方にお会いして、  
お話を伺いました。申請地は譲受人の自宅付近であり、自身の耕作地と接して  
いることから、以前より購入を希望しており、今回話がまとまったようです。  
●●さんは、隣の畑で桃を栽培しており、きれいに管理されていることから、  
問題のない案件と見てまいりました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いい  
たします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の3番の案件について、1番、佐藤易廣調査員、お願いいたしま  
す。

1番委員 議案第1号の3番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。申請  
地は、譲受人の●●●●のお父さんが、譲渡人の●●●●さんのお父さんより  
40年近くお借りして耕作していた土地です。譲渡人が今後農業をやるつもり  
が無いことから、今回の売買が成立したようであります。今後も譲受人親子が  
耕作していくとのことで、問題のない案件と見てまいりました。委員の皆様  
のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の4番の案件について、4番、寺島武調査員、お願いいたします。

4番委員 議案第1号の4番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。1月

1 1 日に譲渡人の●●●●さんよりお話をお伺いし、のちに現地を見てまいりました。●●さんと譲受人の●●さんは親子であり、●●さんが生きている内に●●さんに譲りたいとのことで、何ら問題のない案件と見てまいりましたが、委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入りますが、議案第1号の2番については、委員が当事者となっている案件であります。当事者に係る案件については、農業委員会等に関する法律第31条、「議事参与の制限」の規定により、当事者に退席を求めて、その当事者分を最後に審議することとし、それ以外の案件を先に一括審議を行いたいと思います。お諮りいたします。議案第1号の2番の案件を最後に審議することにし、それ以外の3件の案件について、先に審議することにご異議ございませんか。

議場 「異議なし」の声。

議長 それでは、「異議なし」と認め、これより審議に入ります。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の2番の案件を除く3件について、質疑を許します。質疑ございませんか。

議場 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の2番の案件を除く3件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議場 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の委員が当事者となっている2番の案件を除く3件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。次に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の2番の案件について、審議いたします。この案件については、議席番号●●番、●●●●委員が当事者となっておりますので、審議終了まで退席し、審議終了後に、入室、着席をお願いします。それでは、議席番号●●番、●●●●委員の退席を求めます。

議場 （議席番号●●番 ●●●●委員 退席）

議長 これより質疑に入ります。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の2番の案件について、質疑を許します。質疑ございませんか。

議場 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の2番の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議 場 (委員挙手全員)

議 長 賛成全員。よって、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の2番の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。  
それでは、ここで議席番号●●番、●●●●委員の退席を解きます。

議 場 (議席番号●●番 ●●●●委員 入室着席)

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、  
議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第2朗読説明)  
補足説明を農地係長からいただきます。

農地係長 議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る農地区分と農地  
転用許可基準について申し上げます。  
1番については、住宅への転用です。所有権の移転であります。申請地は、  
都市計画法第34条11号口の地区計画を設定されている区域となっております。  
農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。  
第1種農地であっても、集落接統事業は転用許可可能でありますので、転用可  
能と判断しました。  
2番については、露天駐車場敷地への転用です。所有権の移転であります。  
農地区分は、伊達市役所から650m以内にあり宅地化率が40%を超えるた  
め、第2種農地となります。第2種農地は、他に替えるべき土地がない場合は  
転用許可可能であるため、転用可能と判断しました。  
以上、2件とも転用許可可能と判断し、申請書を受理しましたので、皆様の  
ご審議よろしく申し上げます。

議 長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委  
員から、その結果と補足説明をお願いいたします。  
議案第2号の1番の案件について、7番、鈴木政浩調査員お願いいたします。

7番委員 議案第2号の1番の案件について現地調査の結果報告をいたします。1月1  
3日午前9時、東交流館集合で、佐々木推進委員、八城推進委員、私と、事務  
局3名の計6名で現地を確認して参りました。申請地は、東交流館より東へ2  
00メートルほど行ったところに位置します。この土地は、地区計画が設定さ  
れている区域内でもあり、排水もしっかりしているので周辺への影響もなく、  
問題のない案件と見てまいりました。皆様のご審議、よろしくをお願いいたしま  
す。

議 長 ありがとうございます。議案第2号の2番の案件について、10番、浦山公  
一調査員、お願いいたします。

10番委員 議案第2号の2番の案件について現地調査の報告をいたします。1月13日  
午前9時30分に伊達市役所集合で、長沢委員、私と、事務局3名の計5名で  
現地調査を行って参りました。申請地は市街地より東方面の地区でございまし

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の2件について、質疑を許します。質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 場 (委員挙手全員)

議長 次に、議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

説明を農地係長より申し上げます。

1 番につきましては、令和3年2月に一時転用許可を受けた事案であります。山砂採取事業のための進入路として使用貸借権を設定し利用しておりましたが、山砂採取区域内に、想定していなかった硬い岩盤層が現れたことにより掘削工事が難航し、進捗に遅延が生じたものです。現状の状態で災害の防除対策を行い返還したとしても、のり面崩落などの災害発生確率が高く、土地所有者が予定している農地としての利用も難しいことから、一時転用期間を令和8年2月24日まで、3年4ヶ月から5年へ期間の延長を行うものです。以上、事業計画変更もやむを得ないと判断し、申請書を受理いたしましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について」質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第３号、「農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について」の１件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議 場 (委員挙手全員)

議長 賛成全員。よって、議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について」の１件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第４号「現況確認証明願いについて」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長（議案第4号朗読説明）

補足説明を農地係長からいただきます。

農地係長 議案第4号「現況確認証明願いについて」補足説明を申し上げます。

1番、●●●●●●●●●●●●●●●●については、昭和49年より宅地の進入路として利用し現在に至っております。

2番、●●●●●●●●●●●●●●●●については、昭和50年頃より労力不足のため不耕作となり、また周囲が山林に囲まれ、山林化し現在に至っております。

以上、証明を付すのもやむを得ないものと判断し受理いたしましたので、委員の皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長　この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。議案第４号の１番の案件について、１６番、佐藤清光調査員、お願いいたします。

1 6 番委員 議案第 4 号の 1 番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日 1 月 1 3 日午前 1 0 時に梁川総合支所集合で、渡邊茂委員、宍戸洋一委員、私と、事務局 3 名の計 6 名で現地を確認して参りました。申請地は、昭和 4 9 年に住宅を建築した頃より、住宅への進入路として利用され現在に至っております。承認もやむを得ないものと見て参りました。委員の皆様のご審議よろしく願いたします。

議長　ありがとうございます。

議案第４号の２番の案件について、１３番、大橋吉成調査員の調査報告を、事務局より代読をお願いいたします。

1 3 番委員 議案第 4 号の 2 番の案件について現地を確認して参りましたのでご報告いたします。昨日 1 月 1 3 日午前 1 1 時 2 0 分に霊山総合支所集合で、阿部委員、引地推進委員、私と、事務局 3 名の計 6 名で現地を見て参りました。この場所は●●●●●●●●●●から南西へ 2 0 0 メートルほど行った地点にあります。

●●の2筆については既に竹林となっており、●●●の3筆については、竹林と雑木林となっております。先ほど事務局からの説明にもあったとおり、昭和50年ごろから不耕作となり現在に至っており、承認もやむを得ないものと判断して参りました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。  
議案第4号「現況確認証明願いについて」の2件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 場 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第4号「現況確認証明願いについて」の2件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 場 （委員挙手全員）

議長 場 賛成全員。よって、議案第4号「現況確認証明願いについて」の2件の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 場 次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第5号朗読説明）

今回提出されました農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による基本構想への適合、農地の効率的利用、農業への常時従事の各要件を満たすものと考えられます。本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊達市農業委員会の決定となります。以上で議案の説明および朗読を終了します。

議長 場 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入りますが、議案第5号については一括審議としたいので、お諮りいたします。議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る5件、賃借権設定に係る33件、使用貸借権設定に係る8件について、一括審議することにご異議ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 場 それでは、「異議なし」と認め、一括審議することにいたします。ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。

議長 場 それではよろしいでしょうか。これより審議に入ります。議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」、質疑を許します。質疑ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 場 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の所有権移転に係る5件、賃借権設定に係る33件、使用貸借権設定に係る8件について、採決

いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は、「挙手」をお願いします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の所有権移転に係る５件、賃借権設定に係る３３件、使用貸借権設定に係る８件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議 長 次に、議案第６号「伊達農業振興地域整備計画の変更案について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第６号朗読説明）

変更内容につきましては、先ほどの協議会に於いて伊達市農政課より説明があったとおりでありますけれども、それに対する当委員会の意見として、別紙案のとおりとしたいと考えております。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 これより審議に入ります。議案第６号「伊達農業振興地域整備計画の変更案について」、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは、「異議なし」と認め、これより議案第６号「伊達農業振興地域整備計画の変更案について」を採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員は、「挙手」願います。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第６号「伊達農業振興地域整備計画の変更案について」は、原案のとおり「承認決定」といたします。

議 長 次に、議案第７号「あっせん申出について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第７号朗読説明）

議 長 これより、質疑に入ります。議案第７号「あっせん申出について」の１件の案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第７号、「あっせん申出について」の１件の案件について「あっせん事業」を行うことに、「賛成」の委員は「挙手」をお願いいたします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第７号「あっせん申出について」の１件の案件について、あっせん事業を行うことにいたします。つきましては、農林事務次官通知「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき、農地利用最適化推進委員の中から「あっせん委員」を指名させていただくことになります。それでは、

指名させていただきます。1 番の案件について、保原地区担当から、2 9 番、佐藤善一推進委員と、3 2 番、舟山健一推進委員をお願いすることにいたします。ご多忙中での職務になりますが、よろしくお願いいたします。

議長 次に、報告第 1 号「専決処分の報告について」の報告をいたします。朗読・説明については、事務局から申し上げます。

事務局長 （報告第 1 号朗読説明）

議長 只今の報告について、発言のある方は、「挙手」願います。

議長 「発言なし」の声。

議長 それでは、特に発言がないようですので、報告第 1 号「専決処分の報告について」を終了します。

議長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。これにて、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。長時間にわたり、慎重なるご審議をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 5 年第 1 回伊達市農業委員会定例総会を閉会といたします。どうもご苦労様でした。（午後 3 時 4 5 分閉会）

- |             |              |      |
|-------------|--------------|------|
| 11. 提出事項の顚末 | 議案第 1 号      | 許可決定 |
|             | 議案第 2 号      | 許可決定 |
|             | 議案第 3 号      | 許可決定 |
|             | 議案第 4 号      | 承認決定 |
|             | 議案第 5 号      | 承認決定 |
|             | 議案第 6 号      | 承認決定 |
|             | 議案第 7 号      | 承認決定 |
| 12. この会議の議案 | この議事録の末尾に綴る。 |      |